

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第93回

中国の倒産法(7)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

中国では、「中華人民共和国企業破産法(試行)」(以下「旧破産法」という)等の従来の倒産関連法規に代わり、2006年8月27日、「中華人民共和国企業破産法」(以下「新破産法」という)が公布され、2007年6月1日から施行されている。本テーマ7回目となる今回は、破産手続の最終局面である破産宣告から破産財産の換価及び配当を経て破産手続の終結に至るまでの一連の手続について解説する。

1 破産宣告

Q1 A社は、現在、取引先企業であったX社の破産手続に債権者として参加していますが、X社の破産宣告はどのような場合に行われるのでしょうか。

A1 X社の破産宣告は、大きく分けて、X社が破産原因を備えており、更生または和議の手続に移行しなかった場合、そして、更生若しくは和議の手続に移行したが更生若しくは和議が正式に成立しなかったまたは成立はしたが執行されなかった場合に行われます。

破産手続の最終局面においては、人民法院の破産宣告を経て、破産者の破産財産の換価及び配当が行われ、破産手続を終結することになる。破産宣告後は、「債務者」は「破産者」と称され、「債務者財産」は「破産財産」と称され、「人民法院が破産申立を受理した時に債務者に対して有していた債権」は「破産債権」と称される(新破産法第107条第2項。以下、特に記載しない限り引用条文は全て新破産法を指す)。

破産宣告は、人民法院が以下の場合に行うが、その場合、破産宣告の裁定を行った日から5日以内に債務者及び管財人に送達し、裁定を行った日から10日以内に既に知れた債権者に通知し且つ公告しなければならない(第107条第1項)。

① 原則

債務者が破産を申し立てまたは申し立てられ、且つ破産原因(債務者が支払不能且つ債務超過等の状態にある場合。第2条。破産原因については、本連載「中国の倒産法(2)」を参照)を備えており、更生または和議の手続に移行しなかった場合

② 更生手続に移行した後に破産宣告が行われるための要件

i 更生期間(人民法院が債務者の更生を裁定した日から更生手続を終結するまでの期間。第72条)中、以下の何れかの事由があり、人民法院が管財人または利害関係人の請求を受けた場合(第78条)

ア 債務者の経営状況及び財産状況が継続して悪化し、回復の可能性が乏しい場合

イ 債務者に詐欺、悪意により債務者の財産を減少させる行為またはその他明らかに債権者にとって不利な行為がある場合

ウ 債務者の行為により管財人が職務を執行できなくなった場合

ii 債務者または管財人が法定の期日(人民法院が更生を裁定した日から6ヶ月以内。但し3ヶ月間の延長も可能)どおりに更生計画案を提出しなかった場合(第79条第3項)

iii 更生計画案が債権者集会で採択されず且つ人民法院の認可も得られなかった場合(第87条参照)

iv 既に債権者集会で採択された更生計画案が人民法院の認可を得られなかった場合(第88条)

v 債務者が更生計画を執行できないまたは執行しない場合に、人民法院が管財人または利害関係人の請求を受けた場合(第93条第1項)

③ 和議手続に移行した後に破産宣告が行われるための要件

i 和議協議案が債権者集会の決議を経て採択されなかった場合(第99条)

ii 既に債権者集会の決議を経て採択された和議協議が人民法院の認可を得られなかった場合(第99条)

iii 債務者の詐欺またはその他の違法行為により和議協議が成立したことが発覚した場合(第103条第1項)

iv 債務者が和議協議を執行できないまたは執行しない場合に、人民法院が和議債権者の請求を受けた場合(第104条第1項)

2 破産財産の換価及び配当

Q2 X社は破産宣告を受けたため、破産財産が換価され、配当が行われることになりました。X社の破産手続に債権者として参加しているA社は、X社の設備機械に対して抵当権を有していますが、それを実行してもX社に対して有する債権全てを弁済するには足りません。抵当権を実行しても満足できなかった債権について、A社は更に配当を受けることができるでしょうか。

A2 抵当権を実行しても満足できなかった債権については一般破産債権と同様の扱いになります。従って、A社は、破産財産から、破産費用及び共益債務、未払の

従業員給与・保険費用等の労働関連債務並びに未納付税金等が弁済された後になお余剰金がある場合、満足できなかった当該債権が一般破産債権総額に占める割合に従い、配当を受けることができます。

(1) 破産財産の換価

破産財産の配当は、原則として、貨幣により行わなければならないため(第114条)、配当の前に破産財産を貨幣に換価しておく必要がある。そこで、新破産法は、管財人に対して、破産財産の換価案を作成し、債権者集会に提出して検討に付することを求めている(第111条第1項)。

この「破産財産の換価案の採択」は債権者集会の職権事項とされており(第61条第1項第9号)、その採択は、会議に出席した議決権を有する債権者の過半数の決議により行われ、且つその代表する債権額が物的担保のない債権総額の2分の1以上を占めていなければならない(第64条第1項)。もっとも、債権者集会の決議を経ても採択されなかった場合は、人民法院により裁定されるものとされている(第65条第1項。決議要件については、本連載「中国の倒産法(6)」を参照)。

このように採択または裁定された破産財産の換価案に従い、管財人は、適当な時期に破産財産を換価・売却しなければならない(第111条第2項)。

ここでいう「適当な時期」とは、一概に決定することはできず、管財人が、換価する破産財産の価値の最大化の実現という観点から、破産財産の性質、市場動向等を勘案しつつ決定することになる。そのため、破産財産の換価案には、換価する破産財産の総量・種別・所在地・見積価額、換価の原則及び方式、換価場所及び時期、換価費用等が記載されるが、何れもあくまで原則的なものであり、具体的には、市場動向等を見ながら決定していくことになる。

もっとも、破産財産の換価・売却方法については、債権者集会が別途決議した場合を除き、競売により行わなければならないことが規定されている(第112条第1項)。

(2) 破産財産の弁済順位

破産財産は、破産費用及び共益債務を優先弁済した後、以下の順序に従い弁済される(第113条第1項)。

①未払の従業員の給与、医療・身体障害補助及び補償費用、未払の従業員の個人口座に振り込むべき基本養老保険及び基本医療保険費用並びに法律、行政法規が規定する従業員に支払うべき補償金

②前号に規定する以外の社会保険費用及び税金のうち、未納付のもの

③一般破産債権

もっとも、破産者の特定財産に対して担保権を有する権利者は、いわゆる別除権を有しており、当該特定財産は当該担保権者に優先的に弁済されることになるため(第

109条。別除権については、本連載「中国の倒産法(4)」を参照)、実際には、別除権の対象となる特定財産が、上記の順位に従った弁済の原資となる破産財産から除かれることになる。

なお、破産財産が同一順位の全ての債権の弁済に不足する場合、案分比例、即ち、当該順位の各債権者の債権額が当該順位の総債権額に占める割合に従い配当されることになる(第113条第2項)。

また、破産企業の董事、監事及び高級管理職の給与が未払の場合も、第一順位の「未払の従業員の給与」に含まれるが、その金額は当該企業の従業員の平均給与に従い計算される(第113条第3項)。

さらに、別除権を有する担保権者が、優先弁済権を行使したが弁済を完全に受けられなかった場合の未弁済分の債権及び優先弁済権を放棄した場合の債権は何れも第三順位の「一般破産債権」として扱われる(第110条)。

(3) 破産財産の配当

上記(2)のように、破産財産の配当に関わる弁済順位については法律上明確に規定されているが、新破産法は、さらに管財人に対して、以下の事項が規定された破産財産の配当案を作成し、債権者集会に提出して検討に付することを求めている(第115条第1項及び第2項)。

- ①破産財産の配当に参加する債権者の名称または氏名、住所
- ②破産財産の配当に参加する債権額
- ③配当に供することが可能な破産財産の金額
- ④破産財産の配当の順序、比率及び金額
- ⑤破産財産配当実施の方法

この「破産財産の配当案の採択」は債権者集会の職権事項とされており(第61条第1項第10号)、その採択は、会議に出席した議決権を有する債権者の過半数の決議により行われ、且つその代表する債権額が物的担保のない債権総額の2分の1以上を占めていなければならない(第64条第1項)。債権者集会で採択された破産財産の配当案は、さらに管財人が人民法院に提出して認可の裁定を申し立て(第115条第3項)、人民法院により認可の裁定を受けた後、管財人により執行されることになる(第116条第1項)。

一方で、破産財産の配当案が債権者集会の2度の決議を経ても採択されなかった場合は、人民法院により直接裁定されるものとされており(第65条第2項)、その場合は、改めて管財人が人民法院に認可の裁定を申し立てる必要はなく、人民法院が裁定した案に従い、管財人が執行することになる(決議要件については、本連載「中国の倒産法(6)」を参照)。

なお、配当を複数回に分けて実施する場合、管財人は、その回に配当する財産の額

及び債権額を公告しなければならず、最後配当を実施した場合、公告においてその旨明示しなければならない(第116条第2項)。

(4) 配当額の供託

管財人は、以下の配当額については供託しなければならない。

① 停止条件付または解除条件付の債権の配当額(第117条)

なお、最後配当の公告日において、停止条件が成就している場合または解除条件が成就していない場合はその債権者に配当されるが、その他の場合、管財人は供託した配当額をその他の債権者に配当しなければならない。

② 債権者が受領していない破産財産の配当額(第118条)

この場合、債権者が最後配当の公告日から二ヶ月を経ても配当額を受領しなければ、配当を受領する権利を放棄したものとみなし、管財人または人民法院は供託した配当額をその他の債権者に配当しなければならない。

③ 訴訟または仲裁が未決の債権の配当額(第119条)

この場合、破産手続の終結の日から二年を経てもなお配当できなければ、人民法院は供託した配当額をその他の債権者に配当しなければならない。

3 破産手続の終結及び追加配当

Q3 X社の破産手続は最後配当を完了して終結しましたが、それから1年半が経過した後、X社が財産を隠匿していたことが発覚しました。隠匿していた当該財産はどのように扱われるのでしょうか。

A3 破産手続終結後2年以内に財産の隠匿が発覚した場合、債権者は、人民法院に追加配当を請求することが可能であり、発覚した財産は、破産財産の配当案に規定された配当の順序、比率等に従い、各債権者に追加配当されることとなります。もっとも、当該財産の額が破産費用の支払に不足する場合は、追加配当は行われず、人民法院が国庫に納入することとなります。

(1) 破産手続の終結事由

新破産法は、破産手続の終結事由として、以下のように、破産宣告の前後に分けて合計5つの場合を規定している。

① 破産宣告前の終結

i 債務者財産が破産費用の弁済に不足する場合・・・管財人は人民法院に破産手続の終結を請求しなければならず、人民法院は請求を受領した日から15日以内に破産手続終結の裁定を行い、且つ公告しなければならない(第43条第4項)。

ii 債務者が全債権者と自主的に和解した場合・・・人民法院が破産申立を受理した後、債務者が、全債権者と債権債務の処理について自主的に協議を行い合意に達した場合、人民法院に対して認可の裁定及び破産手続の終結を請求することができる(第105条)。

iii 債務の弁済等の場合・・・破産宣告前に、以下の事情がある場合、人民法院は破産手続を終結し、且つ公告しなければならない(第108条)。

ア 第三者が債務者のために不足なく担保を提供する場合

イ 第三者が債務者のために期限の到来した債務を全て弁済する場合

ウ 債務者が期限の到来した債務を全て弁済する場合

② 破産宣告後の終結

iv 破産者に配当可能な財産がない場合・・・管財人は、人民法院に破産手続終結の裁定を請求しなければならない(第120条第1項)。

v 最後配当を完了した場合・・・管財人は、速やかに人民法院に破産財産配当報告を提出し、且つ人民法院に破産手続終結の裁定を請求しなければならない。人民法院は請求を受領した日から15日以内に、破産手続を終結するか否かの裁定を行わなければならない、終結を裁定した場合は公告しなければならない(第120条第2項及び第3項)。

(2) 破産手続の終結手続

管財人は、破産手続終結の日から10日以内に、人民法院の破産手続終結の裁定を持参し、破産者の原登記機関にて抹消登記の手続をとらなければならない(第121条)。未決の訴訟または仲裁がある場合、管財人は引き続き職務を履行しなければならないが、そうでなければ、原則として、抹消登記の手続完了の翌日に管財人の職務の執行は終了する(第122条)。

もともと、管財人は人民法院により指定され(第22条第1項)、人民法院に対して責任を負い且つ報告業務を行うものであるため(第23条第1項)、その職務の執行の終了も最終的には人民法院により確定される。そのため、抹消登記手続の完了後、管財人は人民法院に職務執行終了の申し立てを行い、破産者の帳簿、印鑑、文書資料等の引継ぎ手続を行うが、人民法院は、未決の訴訟または仲裁がないと判断した場合、管財人に職務執行終了の法的文書を発行しなければならない。

(3) 追加配当

破産手続が、上記(1)① i (破産費用の弁済に不足する場合)並びに② iv (配当可能な財産がない場合)及び v (最後配当を完了した場合)の何れかの事由により終結した日から2年以内に、以下の何れかの事由がある場合、債権者は、人民法院に破産財産配当案に従い追加配当を請求することができる(第123条第1項)。

①以下の規定に従い取り戻すべき財産があることが発覚した場合(取戻権等については、本連載「中国の倒産法(4)」を参照)

- ・第31条(破産申立受理前1年以内における財産の無償譲渡等の取消)
- ・第32条(破産申立受理前6ヶ月以内における個別の債権者に対する弁済の取消)
- ・第33条(財産の隠匿等の無効)
- ・第36条(債務者の董事等が横領した企業財産等の取戻し)

②債務者に配当に供すべきその他の財産があることがわかった場合

もともと、上記事由があるが、財産の額が破産費用の支払に不足する場合は、追加配当を行わず、人民法院がそれを国庫に納入するものとされている(第123条第2項)。